

2022年度後期分授業料免除申請 手続き一覧

			申請区分	必要書類	申請受付	結果通知(予定)				
日本人	学部生	2020年度以降生	給付奨学金採用者	修学支援制度	継続	新制度継続申請書 (A様式2)	8月1日(月)～8月18日(木) 学生生活課学生支援係窓口	9月		
			給付奨学金申込予定者		新規			新制度申請書 (A様式1)	10月3日(月)～10月5日(水) 大学会館小集会室	給付奨学金採用時
			入学期間要件を満たしていない者		新規or継続					12月下旬
		2019年度以前生	給付奨学金採用者		継続	新制度継続申請書 (A様式2)	8月1日(月)～8月18日(木) 学生生活課学生支援係窓口	9月		
			給付奨学金申込予定者		新規			新制度申請書 (A様式1)	10月3日(月)～10月5日(水) 大学会館小集会室	給付奨学金採用時
			新制度の基準を満たしていない者		従来の学内制度 (経過措置)					チェックリスト ①+共通 (従来様式)
	新制度では従来の制度に比べて免除額が減額となる者									
	大学院生	博士前期課程	2021年度生	従来の学内制度		チェックリスト ②+共通 (従来様式)	10月3日(月)～10月5日(水) 大学会館小集会室	12月下旬		
			2020年度以前生							
		博士後期課程	2021年度生							
2020年度以前生										
留学生	2022年度生		学内新制度 (2020年度 ～)	A枠 (秋入学者のみ)	チェックリスト③	入学手続き日	10月3日(月) 小集会室			
	2020・2021年度生			E枠		10月3日(月)～10月5日(水) 大学会館小集会室	12月下旬			
				A枠 (秋入学者のみ)		9月1日(木)～9月9日(金) 学生生活課学生支援係窓口	10月3日(月) 小集会室			
				E枠		10月3日(月)～10月5日(水) 大学会館小集会室	12月下旬			
	2019年度以前生		従来の学内制度							

※一部郵便やメールでの受付を行うものもあります。詳細は各申請要項を確認してください。

※上記の申請区分にかかわらず、新型コロナウイルス感染症により家計が急変した方向けの授業料免除申請も受付を行います。

①必要書類チェックリスト【日本人学部2019年度以前生用】
学内制度の授業料免除に申請する者(経過措置)

修学支援新制度の基準を満たしていない者及び2019年度以前の制度と比較して免除額が減額となる者については、経過措置として学内制度の授業料免除に申請することができます。希望する者は、**以下の表及び【共通】に記載する書類**を提出してください。

対象者	必要書類	発行元	省略の可否
学内制度の授業料免除に申請する者全員	2022年度後期分授業料免除及び徴収猶予申請書(様式1)	本学様式	×
	授業料免除等不足書類請求書(様式10)	本学様式	×
	同一世帯全員分の住民票【 原本 】 ※世帯全員分である旨の証明があるもの	市役所等	○
	前年分所得(課税)証明書・非課税証明書【 原本 】 ※就学者を除く18歳以上の世帯全員分(無収入者含む)が必要です。 ※区分に応じて提出する収入に関する書類(源泉徴収票等)と別に必ず全員分提出してください。 ※住民税の課税状況や扶養控除人数が記載されたものを取り寄せてください。	市役所等	×
標準修業年限超過者	「標準修業年限超過者の授業料免除等出願対象事由調査書」(学生作成用)及び(指導教員作成用) ※通常の在学年限(学部:4年, 博士前期:2年, 博士後期:3年)を超えて在学する方は全員提出してください。 <u>休学や留学といった理由による場合でも、年数を超えていれば必要</u> です。	本学様式	×

●提出済み重複書類の省略について

前回授業料免除等を申請した場合、該当書類の提出を省略することができます。「省略の可否」欄記載の記号については、以下のとおりです。

- :今年度前期申請時に提出済の場合は内容に変更がなければ省略可能
 ×:省略不可。今回分または最新分を提出

②必要書類チェックリスト【日本人大学院生用】

●申請必要書類:以下の表及び【共通】に記載する書類

対象者	必要書類	省略の可否
申請者全員	「2022年度後期分授業料免除及び徴収猶予申請書／兼（留学生）2022年度後期分授業料免除及び徴収猶予申請書(E枠)」（様式1）	×
	「授業料免除等不足書類請求書」（様式10）	×
	「成績に関する書類」【原本】 ※所属・学年により提出書類が異なります。 ・博士前期課程1回生:前大学の成績証明書 ・博士後期課程1回生:前大学院の成績証明書 ※博士前期・後期課程の1回生で奈良女子大学(大学院)からの進学者及び博士前期・後期課程2回生以上は、提出不要です。	×
	「同一生計者全員の住民票」【原本】 ※世帯全員分である旨の証明があるもの	○
	「前年分所得(課税)証明書・非課税証明書」【原本】 ※就学者を除く18歳以上の世帯全員分(無収入者含む)が必要です。 ※収入に関する書類(源泉徴収票等)と別に必ず全員分提出してください。 ※住民税の課税状況や扶養控除人数が記載されたものを取り寄せてください。	×
独立生計申請者	「独立生計者申告書」(様式7)	×
	「本人及び配偶者の健康保険証(写)」	○
	「父母等の扶養から外れていることを証明する書類」 以下のいずれかを提出してください。 ・父母等の前年分確定申告書第一表・第二表 ・父母等の前年分源泉徴収票 ・父母等の前年分所得証明書又は課税証明書 ※上記の証明書類で現在の扶養状況が確認できない場合は、「給与所得者の扶養控除等異動申告書」又は父母等の勤務先発行の「扶養していない証明書」をご提出ください。	○
標準修業年限超過者	「標準修業年限超過者の授業料免除等出願対象事由調査書」(学生作成用)及び(指導教員作成用) ※通常の在学年限(学部:4年,博士前期:2年,博士後期:3年)を超えて在学する方は全員提出してください。休学や留学といった理由による場合でも、年数を超えていれば必要です。	×

●独立生計者について

以下の要件を満たす日本人の大学院生のみ申請できます。(その他詳細は様式7を参照)

- ①所得税法上、父母等(配偶者を除く)の扶養家族でない者
- ②父母等と別居している者
- ③健康保険において、本人又は配偶者が被保険者になっている者
- ④本人又は配偶者に収入があり、その収入について所得証明書が発行される者

●提出済み重複書類の省略について

前回授業料免除等を申請した場合、該当書類の提出を省略することができます。「省略の可否」欄記載の記号については、以下のとおりです。

○:前期に提出済の場合は省略可能 ×:省略不可。今回分または最新分を提出

【共通】必要書類チェックリスト

*世帯の全員について該当する項目の書類をすべて提出してください。

・独立生計申請者は、独立生計として申告する現世帯（本人含む）

●就学者・未就学児以外各人（独立生計申請者は本人含む）

省略の可否

申請日現在の状況	必要書類	発行元	↓		
給与収入者（パート・アルバイト含む） ※勤務先が複数ある場合、それぞれについて書類が必要です。	前年1月2日以降に転職・就職しましたか YES	「給与支払（見込）額証明書」（様式2-1） ※就労所にて「様式2-1」の証明を受けられない場合は、「給与年間見込額申告書」（様式2-2）に直近3ヶ月分の給与明細（写）を添えて提出してください。	【様式2-1】 勤め先の会社 【様式2-2】 申請者自身で作成	○	
	NO	「前年分源泉徴収票（写）」	勤め先の会社	○	
自営業者等（給与以外の収入）	前年1月2日以降に現在の事業を開始しましたか YES	「収入年額（推定）計算書」（形式自由）及び帳簿の写し等	申請者自身で作成	○	
	NO	「前年分確定申告書控（写）」 * 第一表・第二表とも	税務署	○	
日本学術振興会特別研究員の人、TA・RAの収入がある人		「収入額がわかる書類」	日本学術振興会又は勤務した大学等	○	
年金（老齢・障害・遺族等各種）受給者		「年金振込（改定）通知書（写）」【最新分】 ※複数の年金がある場合、それぞれの分を提出	日本年金機構等	○	
休職中の人		「休職中であることがわかる書類」及び、給与・手当等が支給される場合は「支給額がわかる書類」	勤め先の会社	○	
失業保険を受けている		「雇用保険受給資格者証（両面写）」	公共職業安定所	○	
仕送りを受けている		仕送りを受けた金額がわかる預金通帳の通帳等	申請者自身で作成	○	
臨時所得のあった人（申請前6ヶ月以内）	種類	退職金	「退職金額・支給時期のわかる書類」	退職した会社	○
		保険金	「保険金額・支払時期のわかる書類」	保険会社等	○
		資産譲渡による所得	「資産譲渡された日・金額のわかる書類」	契約書等	○
		山林所得	「山林所得の支払日・金額がわかる書類」	契約書等	○
各種手当（給与と別に受給しているもの）受給者	種類	児童手当	「児童手当の認定通知、支給通知等（写）」【最新分】	市役所等	○
		児童扶養手当	「児童扶養手当証書（写）」【最新分】	市役所等	○
		労災補償保険	「支給決定通知、支払振込通知（写）」【最新分】	労働基準監督署等	○
		傷病手当	「傷病手当金支給決定通知書（写）」【最新分】	健康保険組合等	○
前年1月2日以降に退職・廃業した（する予定の）人	退職者	「退職証明書」（様式3）	退職した会社	○	
	自営業廃業者	「廃業したことを証明する書類」	税務署	○	
●本人除く就学者及び未就学児					
大学・大学院・高専・専修（高等・専門）学校・高校在学者	国立大学・国立学校ですか	YES	「国立大学又は国立学校授業料免除等申請状況証明書」（様式6） ※姉妹が本学に在学中の場合は必要ありません。	ご家族が在学する国立学校	○
		NO	「在学証明書」	ご家族が在学する学校	○
小・中学生・未就学児		書類不要			
専修（一般・各種）学校・予備校在学者、科目等履修生・研究生		「就学者」に含まれないため、「就学者・未就学児以外」各欄の該当書類を提出			

裏面へ

●該当する世帯のみ提出

障害者等のいる世帯	障害者手帳の交付を受けた者	「 障害者手帳(写) 」	市役所等	○
	介護保険「要介護5級」認定者	「 要介護・要支援認定通知書(写) 」	市役所等	○
6ヶ月以上の長期療養者がいる世帯		「長期療養費申告書」(様式4) 及び以下の証明書類 * 医師の診断書等病名のわかる書類 * 介護認定等を受けている場合は「要介護・要支援認定通知書(写)」 * 医療費等の領収書(1年以内のもの) * その他健康保険等による補填額がわかる書類や介護サービス利用時の自己負担額がわかる書類	【様式4】申請者自身で作成 【診断書】病院等 【認定通知書】市役所等	○※
		※様式4は省略不可		
主たる家計支持者が単身赴任等で別居中の世帯 ※下宿の兄弟等は該当しません		「主たる家計支持者別居に伴う諸経費等の申立書」(様式5) 及び以下の証明書類 * 光熱水道料金の明細の写し(直近3ヶ月分) * 住宅賃料がわかる書類 * 住居費補助がある場合、その金額がわかる書類	申請者自身で作成	○※
		※様式5は省略不可		
生活保護費受給世帯		「 生活保護扶助料受給証明書(写) 」及び「 保護決定(変更)通知書(写) 」【最新分】	市役所等	○
申請前1年以内に災害等に罹災した世帯		「 罹災証明書(写) 」及び「被害総額がわかる書類」	市役所等	○
申請前1年以内に学資負担者が死亡した世帯		「 死亡診断書(写) 」及び退職金・保険金の支払いがあればその支払日・金額がわかる書類	病院等	○

③必要書類チェックリスト【私費外国人留学生用】

従来の学内制度(2019年度以前生)/経済的困窮者支援枠(E枠)(2020年度以降生)

●申請必要書類:以下の表及び次ページに記載する書類

対象者	必要書類	省略の可否
申請者全員	「2022年度後期分授業料免除及び徴収猶予申請書／兼(留学生)2022年度後期分授業料免除及び徴収猶予申請書(E枠)」(様式1)	×
	「授業料免除等不足書類請求書」(様式10)	×
	「同一生計者全員の住民票」【原本】 ※世帯全員分である旨の証明があるもの ※本人及び日本で生活を共にしている者全員分が必要です。 ※本国で生活している家族に関する身分証等は不要です。	○
	「前年分所得(課税)証明書・非課税証明書」【原本】 ※本人及び日本で生活を共にする18歳以上の世帯全員分(就学者を除く)が必要です。 ※収入に関する書類(源泉徴収票等)と別に必ず全員分提出してください。 ※住民税の課税状況や扶養控除人数が記載されたものを取り寄せてください。 ※所得(課税)証明書等が発行されない者については、前年の収入を証明する書類を提出してください。	×
	過去半年分の出入金及び貯金残高がわかる預金通帳の写し	×
	私費留学生授業料免除申請に係る指導教員所見(様式9)	×
	高等学校又は前大学(大学院)の成績証明書等【原本】 ※奈良女子大学に前年度在籍していた者は提出不要	○
学修計画書(様式8) ※学部2022年度生のうち、日本の高等学校等を卒業していない者のみ	○	
標準修業年限超過者	「標準修業年限超過者の授業料免除等出願対象事由調査書」(学生作成用)及び(指導教員作成用) ※通常の在学年限(学部:4年, 博士前期:2年, 博士後期:3年)を超えて在学する方は全員提出してください。休学や留学といった理由による場合でも、年数を超えていれば必要です。	×

●提出済み重複書類の省略について

前回授業料免除等を申請した場合、該当書類の提出を省略することができます。「省略の可否」欄記載の記号については、以下のとおりです。

- :前期申請時は省略可能(前年後期に提出済) ●:後期申請時は省略可能(前期に提出済)
▲:後期申請時は内容に変更なければ省略可能 ×:省略不可。今回分または最新分を提出

③必要書類チェックリスト【私費外国人留学生用】

*世帯の全員について該当する項目の書類をすべて提出してください。

・世帯とは、本人と日本で生活を共にする世帯です。

●就学者・未就学児以外各人(本人含む)		必要書類	発行元	省略の可否	
申請日現在の状況					
給与収入者(パート・アルバイト含む) ※勤務先が複数ある場合、それぞれについて書類が必要です。	前年1月2日以降に転職・就職しましたか	YES 「給与支払(見込)額証明書」(様式2-1) ※就労所にて「様式2-1」の証明を受けられない場合は、「給与年間見込額申告書」(様式2-2)に直近3ヶ月分の給与明細(写)を添えて提出してください。	【様式2-1】 勤め先の会社 【様式2-2】 申請者自身で作成	○	
	NO	「前年分源泉徴収票(写)」	勤め先の会社	○	
自営業者等(給与以外の収入)	前年1月2日以降に現在の事業を開始しましたか	YES 「収入年額(推定)計算書」(形式自由)及び帳簿の写し等	申請者自身で作成	○	
	NO	「前年分確定申告書控(写)」 *第一表・第二表とも	税務署	○	
日本学術振興会特別研究員の人、TA・RAの収入がある人		「収入額がわかる書類」	日本学術振興会又は勤務した大学等	○	
年金(老齢・障害・遺族等各種)受給者		「年金振込(改定)通知書(写)」【最新分】 ※複数の年金がある場合、それぞれの分を提出	日本年金機構等	○	
休職中の人		「休職中であることがわかる書類」及び、給与・手当等が支給される場合は「支給額がわかる書類」	勤め先の会社	○	
失業保険を受けている		「雇用保険受給資格者証(両面写)」	公共職業安定所	○	
仕送りを受けている		仕送り金額がわかる預金通帳の写し等	申請者自身で作成	○	
臨時所得のあった人(申請前6ヶ月以内)	種類	退職金	「退職金額・支給時期のわかる書類」	退職した会社	○
		保険金	「保険金額・支払時期のわかる書類」	保険会社等	○
		資産譲渡による所得	「資産譲渡された日・金額のわかる書類」	契約書等	○
		山林所得	「山林所得の支払日・金額がわかる書類」	契約書等	○
各種手当(給与と別に受給しているもの)受給者	種類	児童手当	「児童手当の認定通知、支給通知等(写)」【最新分】	市役所等	○
		児童扶養手当	「児童扶養手当証書(写)」【最新分】	市役所等	○
		労災補償保険	「支給決定通知、支払振込通知(写)」【最新分】	労働基準監督署等	○
		傷病手当	「傷病手当金支給決定通知書(写)」【最新分】	健康保険組合等	○
前年1月2日以降に退職・廃業した(する予定)の人	退職者	「退職証明書」(様式3)	退職した会社	○	
	自営業廃業者	「廃業したことを証明する書類」	税務署	○	
●本人除く就学者及び未就学児					
大学・大学院・高専・専修(高等・専門)学校・高校在学者	国立大学・国立学校ですか	YES 「国立大学又は国立学校授業料免除等申請状況証明書」(様式6) ※姉妹が本学に在学中の場合は必要ありません。	ご家族が在学する国立学校	○	
		NO 「在学証明書」	ご家族が在学する学校	○	
小・中学生・未就学児		書類不要			
専修(一般・各種)学校・予備校在学者、科目等履修生・研究生		「就学者」に含まれないため、「就学者・未就学児以外」各欄の該当書類を提出			

●該当する世帯のみ提出

障害者等のいる世帯	障害者手帳の交付を受けた者	「 障害者手帳(写) 」	市役所等	○
	介護保険「要介護5級」認定者	「 要介護・要支援認定通知書(写) 」	市役所等	○
6ヶ月以上の長期療養者がいる世帯		「長期療養費申告書」(様式4) 及び以下の証明書類 * 医師の診断書等病名のわかる書類 * 介護認定等を受けている場合は「要介護・要支援認定通知書(写)」 * 医療費等の領収書(1年以内のもの) * その他健康保険等による補填額がわかる書類や介護サービス利用時の自己負担額がわかる書類	【様式4】 申請者自身で作成 【診断書】 病院等 【認定通知書】 市役所等	○※
		※様式4は省略不可		
主たる家計支持者が単身赴任等で別居中の世帯 ※下宿の兄弟等は該当しません		「主たる家計支持者別居に伴う諸経費等の申立書」(様式5) 及び以下の証明書類 * 光熱水道料金の明細の写し(直近3ヶ月分) * 住宅賃料がわかる書類 * 住居費補助がある場合、その金額がわかる書類	申請者自身で作成	○※
		※様式5は省略不可		
生活保護費受給世帯		「 生活保護扶助料受給証明書(写) 」及び「 保護決定(変更)通知書(写) 」 【最新分】	市役所等	○
申請前1年以内に災害等に罹災した世帯		「 罹災証明書(写) 」及び「 被害総額がわかる書類 」	市役所等	○
申請前1年以内に学資負担者が死亡した世帯		「 死亡診断書(写) 」及び退職金・保険金の支払いがあればその支払日・金額がわかる書類	病院等	○